

保育所等設置者・施設長様

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課長

## 台風等の風水害による避難情報等への対応について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

民間保育所における台風への対応につきましては、令和3年6月18日付け3川こ保1第323号「台風等による風水害への対応について（依頼）」において、「公立保育所における台風等による風水害への対応方針」（3川こ運第242号（令和3年6月8日付け）一部改正）に準じた対応を依頼しているところですが、今後、避難情報等に対し、より迅速・的確に対応できるように、現行の公立保育所の風水害対応を基に、避難情報等や鉄道の計画運休への対応についてお示しします。

## 1 避難情報等への対応

## (1) 土砂災害警戒区域や浸水想定区域の確認

- ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等が指定されている区域内に保育所が立地する場合、避難情報等が発令されたときに対応が必要となります。施設が当該区域に含まれているか、予め確認してください。（これらの区域に該当しない保育所は警戒レベルに関わらず原則開所になります。）
- ・「川崎市防災ポータルサイト」の「防災マップ」から施設の住所を入力することにより、検索が可能です。（検索方法は別紙参照）

川崎市防災ポータルサイト：<https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp>

- ・市内に避難情報等が発令されている場合、「川崎市防災ポータルサイト」において避難情報や対象区域を確認することができます。避難情報の対象区域について、町名だけではなく同サイトの地図により確認してください。

川崎市災害ポータルサイト：<https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/hinan/hinan-siji.html>  
（避難情報）

## (2) 警戒レベルに応じた対応

以下の公立保育所の運用に準じた対応をお願いします。

|                     | 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難開始   | 【警戒レベル4】<br>避難指示  |
|---------------------|------------------------|-------------------|
| 土砂災害警戒区域<br>／浸水想定区域 | 避難に向けた準備・<br>保護者への連絡 等 | 避難開始・<br>臨時休園（閉園） |

【注意点】市町村等が発信する「警戒レベル」と、国（気象庁、国土交通省）や都道府県が発信する「警戒レベル相当情報」の2種類の情報があります。保育所の臨時休園等は、本市が発令する「警戒レベル」の避難情報等に対応するものです。

(3) 警戒レベル3の避難情報が発令された場合

- ・保育所は、原則開所とし、施設の周辺状況や鉄道の運休計画、降雨量の状況等を勘案して、開所の判断を行います。開所が困難な状況にある場合、保育第1課に連絡をお願いします。
- ・洪水または土砂災害に備え、避難に向けた準備を行うとともに、保護者に対し、警戒レベル4が発令された場合に児童のお迎えを依頼することなどを連絡します。
- ・警戒レベル3の時点で、家庭での保育を保護者に協力依頼（登園自粛を依頼）することは可能ですが、あくまでも協力の依頼であり、保育の利用を妨げられないことに御注意ください。

(4) 警戒レベル4以上の避難指示が発令された場合

- ・土砂災害警戒区域内または浸水想定区域内に含まれる保育所は、保護者に児童のお迎えの連絡を行い、お迎えまで園児を安全に預かることができる体制を確保してください。
- ・**児童全員の引き渡し完了後は閉園**（開園時間前の場合は臨時休園）とし、当日中において避難指示等が解除されたとしても閉園（臨時休園）とします。
- ・職員が園から退去するタイミングで保育第1課に対し電子メールで臨時休園する旨の連絡をお願いします。

## 2 鉄道の計画運休への対応

(1) 鉄道等の計画運休への対応

以下の公立保育所の運用に準じた対応をお願いします。

|                 | 計画運休の可能性<br>(概ね48時間前)     | 計画運休の詳細情報<br>(概ね24時間前)  | 計画運休の実施<br>(当日) |
|-----------------|---------------------------|-------------------------|-----------------|
| 公立保育所<br>(市)の対応 | ・計画運休への対応通知<br>・保護者への事前予告 | ・臨時休園の決定<br>・保護者に臨時休園周知 | 終日臨時休園          |

※鉄道事業者等は、国の示すモデルケースを基に、計画運休開始時刻から概ね48時間前に「計画運休の可能性」について、概ね24時間前に「計画運休の詳細」について、情報提供を行います。

(2) 民間保育所における計画運休への対応

- ・各保育所において、計画運休に合わせて臨時休園とする鉄道（最寄り駅の鉄道等）を設定してください。設定する鉄道は、保護者に合理的な説明ができる範囲かつ最小限とし、必ず事前に保護者に丁寧に説明し理解を得るようにしてください。
- ・設定した鉄道について、計画運休の可能性が発表された場合（概ね48時間前）、計画運休に対応して臨時休園する可能性がある旨保護者宛て情報提供を行います。
- ・設定した鉄道について、計画運休の詳細が発表された場合（概ね24時間前）、臨時休園を決定し、保護者に対しその旨速やかに連絡を行います。合わせて保育第1課に電子メールで臨時休園する旨の連絡をお願いします。
- ・計画運休の可能性（概ね48時間前）の発表を受け、家庭での保育を保護者に協力依頼（登園自粛を依頼）することは可能ですが、あくまでも協力の依頼であり、保育の利用

を妨げられないことに御注意ください。

### 3 臨時休園（閉園）後の対応について

#### （1）開園に向けた準備

- ・臨時休園（閉園）した場合、鉄道の運転再開予定や、施設状況を確認のうえ保育所の開園の決定を行い、保護者に対し速やかに開園予定日時の連絡を行います。合わせて保育第1課に電子メールで開園の予定について連絡をお願いします。

##### 【主な確認事項】

- 施設の被害の有無
- 施設周辺（近隣及び主要な通園経路等）の安全の確認
- ライフライン（電気・水道・ガス・電話等）
- 職員の体制確保
- 給食の提供の可否

#### （2）施設に被害（保育の実施に支障が無い程度）が生じた場合

- ・翌開庁日に保育第1課への連絡をお願いします。

#### （3）保育の実施に影響が及ぶような大きな被害が生じた場合

- ・限定的に保育が可能か検討するとともに保育第1課への連絡をお願いします。
- ・土日等の閉庁日の場合は次の緊急連絡先に連絡をお願いします。  
○閉庁日の緊急連絡先（070-1309-5769）※開庁日の連絡先は保育第1課

### 4 その他

- ・早朝、夜間又は週末などの開所時間外に避難情報が発令された場合、各保育所において（例えば朝6時など）基準時間を設け、基準時間において施設の立地する区域に発令されている避難情報に基づき判断を行います。警戒レベルに応じた対応は、1（3）、（4）のとおりです。なお、基準時間において開所予定であっても、開所時間までの間に保育所の区域に警戒レベル4が発令された場合は臨時休園とします。保護者に対し、基準時間の取扱いや基準時間以降も避難情報に応じた対応があり得る旨、事前に丁寧に説明を行い、理解を得るようお願いします。
- ・土曜日に閉所した場合、令和2年10月27日付け2川こ保1第682号「公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて（通知）」にある取扱いを確認し、要件に該当する施設は申請をお願いします。

（給付・指導担当） 電話 044-200-2662

電子メール 45hoiku@city.kawasaki.jp

## 防災マップの活用方法について

- 1 川崎市防災ポータルサイトにアクセスし、「防災マップ」をクリックします。

川崎市防災ポータルサイト : <https://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp>



- 2 利用規約に「同意」します。

利用規約

【利用規約】

ご利用にあたっては、以下の利用条件のすべてに同意していただきます。

- 1.本サービスで提供する地図情報は、川崎市地域防災計画に基づき、市民等に迅速かつ的確に防災に関する情報を伝達することを目的としています。以下についてご理解の上ご利用ください。
- 2.本サービスで提供する情報は随時更新しておりますが、データ作成時及び更新の時期により現況と異なることがあります。
- 3.本サービスで提供する情報は地図作成等における精度上の誤差を含み、表示位置にずれが生じている場合があります。
- 4.本サービスを利用したことによる直接又は間接の損害、損失等について、川崎市は一切の責任を負いません。
- 5.本サービスで提供する地図情報の著作権は、特に表示のない限り川崎市に帰属します。
- 6.個人的使用その他法律によって明示的に認められる範囲を越えて、コンテンツを使用（複製・改変・転用・転載・電磁的加工・送信・頒布・二次的使用、その他これらに類する全ての行為を含む）をすることを禁止します。
- 7.ご利用にあたっては、「ガイドマップかわさき 利用規約」「はじめて利用する方へ」等も確認してください。特に本サイトへリンクを張る場合及び禁止事項については「ガイドマップかわさき 利用規約」記載事項を守ってください。
- 8.この「利用上の注意事項」に定めのない事項及び掲載されている地図情報に関する疑義が生じた場合は、  
危機管理本部危機管理課災害システム担当  
TEL : 044-200-2857  
お問合せ時間 平日 8:30~17:15  
をお願いします。
- 9.本サービスで利用可能なブラウザは、Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chromeの最新版です。

同意する

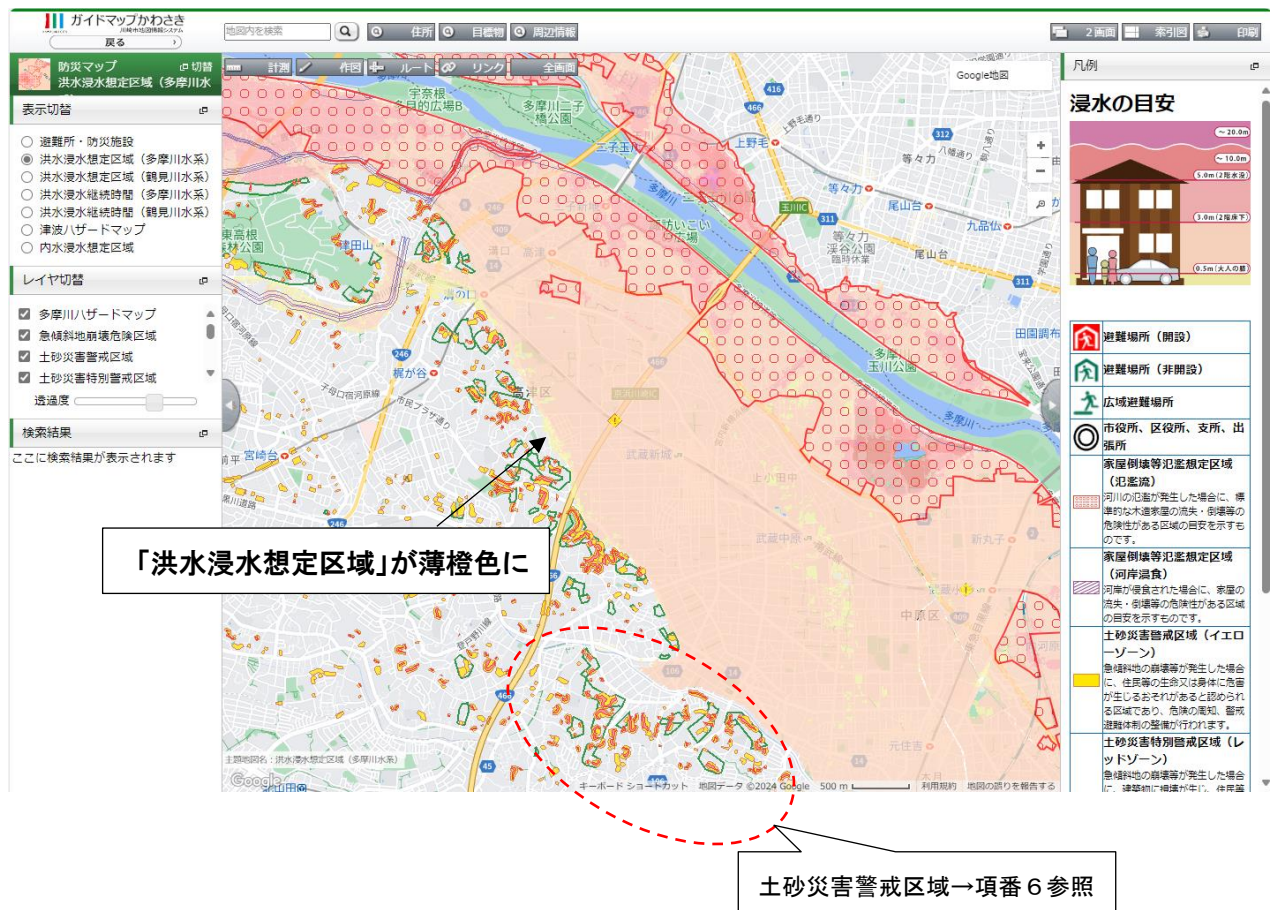
同意しない

「同意する」をクリック

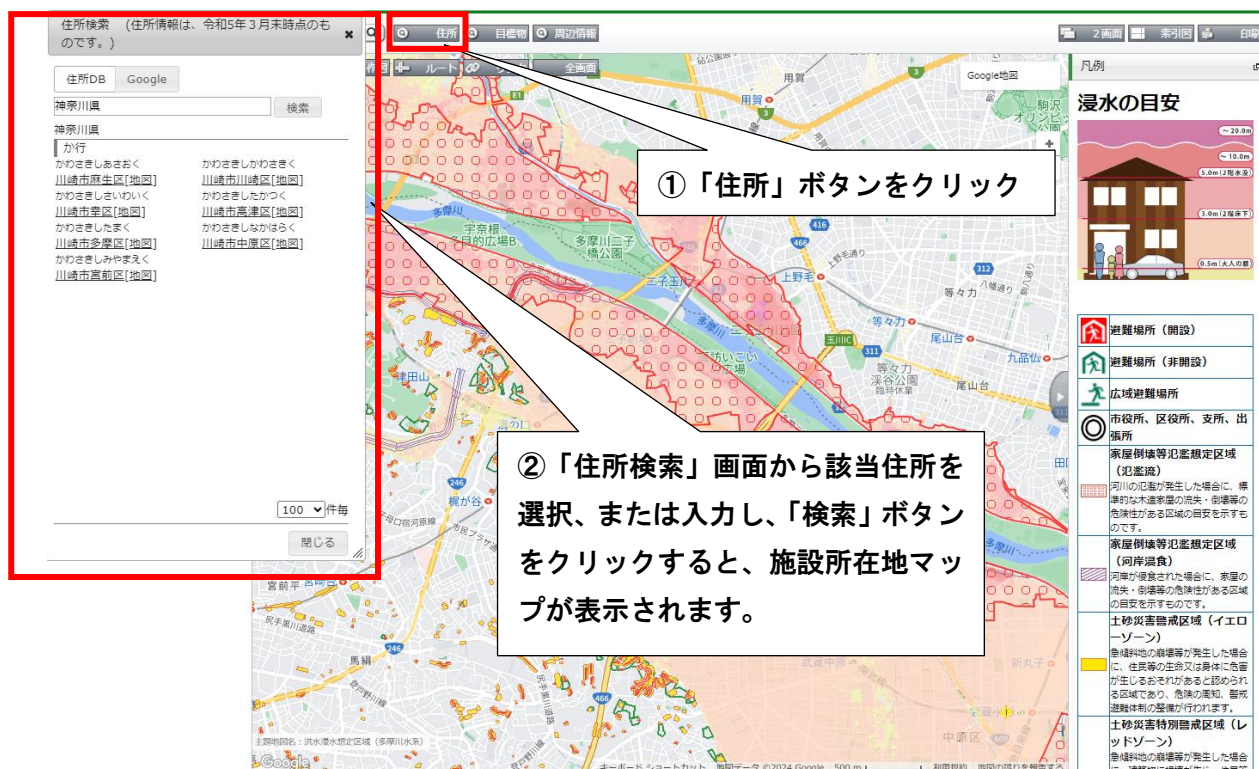
3 画面左側の「表示切替」から「洪水浸水想定区域」（多摩川水系又は鶴見川水系）を選択します。



4 「洪水浸水想定区域」が薄橙色で表示されます。



5 画面上部の「住所」ボタンをクリックすると、画面左側に「住所検索」画面が開き、施設所在地のマップを検索できます。



6 風水害に関するマップ上の凡例表示（画面右側）は次のとおりです。

【土砂災害警戒区域に関するもの】

|  |                                                                                                                             |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <b>土砂災害警戒区域（イエローゾーン）</b><br>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。                      |
|  | <b>土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）</b><br>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。 |
|  | <b>急傾斜地崩壊危険区域</b><br>急傾斜地の崩壊を防止するため、神奈川県が対策施設の設置工事を行うことができる区域です。                                                            |

【水害に関するもの】

|  |                                                                              |
|--|------------------------------------------------------------------------------|
|  | <b>家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）</b><br>河川の氾濫が発生した場合に、標準的な木造家屋の流失・倒壊等の危険性がある区域の目安を示すものです。 |
|  | <b>家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）</b><br>河岸が侵食された場合に、家屋の流失・倒壊等の危険性がある区域の目安を示すものです。        |